

平成27年度第1回京都市子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会 会議録

1 日 時 平成27年4月20日（月） 午後6時35分～午後8時40分

2 場 所 こどもみらい館 第一研修室

3 出席委員 （五十音順）

長屋会長，宮本副会長

植村委員，岡田委員，小倉委員，小塩委員，小町委員，高林委員，

竹本委員，富樫委員，水野委員，森委員，矢野委員

4 次 第

(1) 平成27年度審議事項及び実践の推進に関する取組について

(2) 平成27年度行動指針（案）について

(3) 緊急の方策に係る動向について

(4) その他

5 会議録

今回より，京都青年会議所副理事長である石井誠委員が新しく就任。（当日欠席）

事務局

人事異動により，教育委員会理事・生涯学習部長に中村公紀が就任した。

会議に先立ち，子育て支援政策監より御挨拶申し上げる。

子育て支援政策監

日頃から，京都はぐくみ憲章の普及促進等に御協力いただき，御礼申し上げます。平成25年度は委員の皆様から様々な御意見等を頂戴し，条例改正を行った。平成26年度には「憲章実践してます宣言」として，写真やメッセージの公募を始めた。また，皆様方には街頭での憲章の啓発等，御尽力をいただき重ねて御礼申し上げます。

平成27年4月からは子ども・子育て支援新制度が始まった。本市では，平成26年1月に策定された，子ども・子育て支援の新たな総合計画である「京都市未来こどもはぐくみプラン」に基づいて，今後5年間，子育て支援の新施策を進めていきたいと考えている。本プランの策定にあたっては，本協議会でも御意見をいただき感謝申し上げます。第1章には憲章の推進，第2章以下では子どもの年代別に応じた施策，第7章・8章では虐待や障害等の特別な支援等について掲げている。憲章を本プランの理念として掲げており，あらゆる分野の政策を計画・実践する場合には，子どもたちの今と未来のために，どのように取組を進めるべきかという視点を持って，全庁が一丸となって，各組織が連携して取組を進めていきたい。

憲章は様々な施策と共に市民・地域ぐるみで子どもたちを健やかに心豊かに育むまちづくりを進めていくことを目指している。本日は，平成27年度の行動指針等について御審議をお願い申し上げます。

また，本日の議題ではないが，「まち・ひと・しごと・こころ京都創生提案募集」に係る総合戦略の中間案を皆様にお配りしている。京都市では，人口減少社会の克服と東京一極集中の是正に挑戦する

ため、４月２２日から７月３１日まで、市民の皆様から様々な取組の募集を行う。京都市としても、地方創生に基づく総合戦略を９月頃までにはまとめたいたいと考えているので、皆様には子育て支援について、積極的な御提案や、本市と連携した取組の実践をお願いしたい。また、本日は活発な御意見をいただくよう、お願い申し上げます。

事務局

それでは、これより議事進行は、会長にお願いする。

(１) 平成２７年度審議事項及び実践の推進に関する取組について

会長

まず、次第の(1)「平成２７年度審議事項及び実践の推進に関する取組について」について、事務局から説明をお願いする。

事務局

資料１及び２に基づき説明。

会長

平成２６年度の活動をベースにした平成２７年度の活動内容の提案であった。これらの説明に対し、御意見等はあるか。

委員

「京都はぐくみアプリ」は分かりやすく評判がいいと聞いているが、ダウンロード数はどれほどになっているか。

事務局

日々増えている状況であるが、現段階ではおよそ２，５００～２，６００件という状況である。もっと増やしていきたいと考えているので、宣伝等御協力いただきたい。

会長

「京都はぐくみアプリ」を実際にダウンロードしてみたが、自分の子どもの生年月日などの情報を入力しないと、そこから先に進めず、利用できなかった。子どものいる親以外の大人が使えない、という問題点等を修正し、次年度では、利用状況や使用者の感想等と共に報告をお願いしたい。

委員

これまで様々な広報手段を使って憲章のアピールを行っていると思うが、その手応えや市民の反応を教えてほしい。

事務局

様々な媒体を使って啓発をしたことにより、憲章の認知度は上がってきていると感じている。２年

前に子育てに関する市民ニーズ調査を行った際には、小学生の保護者における憲章の認知度は31.1%で、5年前の27.9%からは少し伸びている。しかし、まだ3割の方しか御存じないという状況であるので、引き続き様々な工夫をしていく必要がある。

京都はぐくみアプリは2月から開始したばかりのため、市民の方々の反応等はもう少し期間を置いてからでないと分からないところもある。お子様の氏名等の情報を登録しないとアプリを使用できないという意見のほかに、使いにくいという声や個人情報が行行政側に渡ってしまうのではないかという意見があった。個人情報をサーバーで保存するということはないが、個人情報の扱いについては危惧される方もおられると思うので、お子様の氏名を登録せずにアプリを使用できるよう、システムの改修をしていきたい。また、それ以外の要望にも可能な限り対応していきたい。

委員

PTAをはじめ、そのすぐ近くにいる地域の皆様における憲章の認知度は間違いなく高まっている。それが数字に反映されているかは分からないが、今後反映されていくであろうという感触がある。例えば、これまで憲章を知っているだけで、実践的な活動と切り離して考えられていた状況から、今後は活動にもつなげていこうという動きが出てきている。

2月5日の「憲章の日」啓発活動もオール京都で実施することができた。憲章の日を、スタートではなく、1年の総括として位置づけるとより効果的になるのではないか。また、推進協議会として啓発バッジを作ってはどうか。

会長

憲章の広まりをどのような形で評価していくかということは難しい部分もあるが、継続的に検証していくべきと考える。例えば、アンケート調査を行い、憲章の認知度を計ってみるなど、次のステップへ繋げていく活動をするべきであると思うので、この協議会でも意見を出し合っていただきたい。

委員

アンケート集計は、世代ごと、地域ごとの認知度の差などを細かく分析し、「どこの何が足りないか？」を徹底的に検証してほしい。例えば、アプリの利用者の数についても、どの世代がどのくらい利用しているかを把握することで、提供する情報の内容も変わってくるのでは。

委員

先日の川崎市のような事件が起きた際に、京都市での子育て支援の取組や憲章に関する声明等の発信はできないか。憲章の価値や存在を、良い意味でクローズアップしていけるような取り組み方を模索すべき。

事務局

市民ニーズ調査において、憲章を知っているが関心がないという層が平成20年度の2.3%から最新の数字では12.9%にまで増えている。憲章を知ってもらうだけでなく、子どもに関する問題について共に考えていただくということが大切。今後の行動指針などを通してメッセージを発信していきたい。

(2) 平成27年度行動指針（案）について

会長

まず、次第の２「平成２７年度行動指針」について事務局から説明をお願いします。

事務局

資料３に基づき説明。

会長

平成２７年度の行動指針案について、御意見等はあるか。

委員

「いじめや児童虐待を発見し、命を守る」と簡単に言うが、現実是非常に厳しい。この行動指針案はきれいごとを感じる。市民や保護者に響くような「具体的な何か」が欠けており、意味を成さないのでは。また、「エイズ等の性感染症を子どもが予防できるように」とあるが、「子どもが」という主語に違和感を覚える。児童虐待やいじめ等についての具体的なデータも示してほしい。

事務局

行動指針のリーフレット案（資料３－２）は、４つの重点行動に関して、行動例を記載し、行政・保護者・地域住民等がそれぞれの役割について気づいて行動に移していただけるような表記にしている。表題については、分かりやすく行動指針を宣言する、という観点で書かせていただいた。例えば、「かけがえのない命を守ります」とい行動理念について、「命」には「生命」「子どもの人生」「子どもの生活」なども含めた意味合いがある。特に、重点行動はそれぞれの役割を明確にし、分かりやすさに努めてまいりたい。

委員

内容は良いし、危険ドラッグに言及している点も時代に即している。府条例等で取り締まりは強化されているが、インターネットでの販売など、流通の仕組みも変わってきているので、データ等を分析するなど、現状把握を厳密にしていく必要がある。昨年度のリーフレットに描かれているブラウン管のコンピュータのイラストをスマートフォンやゲーム機のイラストに変えた方が現代に即した内容になり、伝わりやすいのでは。

委員

重点行動３について、「ソーシャルメディアの利用」から「インターネット利用」という表記変更では、時代に逆行しているように感じる。例えば、「スマートフォンの依存の危険性」などの表記の方がよいのではないか。実際に、スマートフォンの利用によるいじめが起こっているという現状もある。「インターネット」と広げるよりも、「スマートフォン」など具体的にした方が良いのでは。

事務局

平成２６年度の「ソーシャルメディア」という表記から今年度「インターネット」という表記に変

更したことについては、「インターネット」とすることで、確かに据え置き型のパソコンの印象を与えるかもしれない。条例上では、「携帯電話端末、その他のインターネットを利用することができる通信端末機器」ということで、それを総称して「携帯電話等」としている。子どもの依存という観点で考えた場合、ゲームや音楽プレイヤーによるインターネットの接続が問題となっているため、それらを総称した表現としては「インターネット」という表現がふさわしいと考えた。

委員

一般家庭の保護者にとっては「インターネット」よりも「スマートフォン」や「ゲーム」の方がより伝わりやすいと思うので、「インターネット」とするならば、内容をフォローできるような説明を入れたら良いと思う。

事務局

言葉については、改めて練り直したいと思う。「ソーシャルメディア」よりも「インターネット」の方が一般的な表現と感じたが、焦点を当てるべきところが分かりやすいように、アピール力も含めて検討したい。

先ほど委員から性感染症対策について、「子どもが」という主語への違和感があると御指摘いただいた点について、平成25年度の行動指針では「子どもが性感染症を理解して予防できるよう導く」という表現だったので、「理解して」という部分が抜けたことで分かりにくい表現となってしまった原因だと思うので、そこを補足させていただきたい。

委員

「子ども」というのが思春期の子どもを指すのであれば、自分自身の身を守るという意味で捉えれば意味は通じる。

事務局

委員のおっしゃるような意味合いであるので、やはり「理解して」という部分が抜けたことが良くなかった。そこを補足できる表現にしたい。

会長

緊急課題への対応は時代ごとに行ってきたが、年々、緊急課題が増えているのが現状である。性感染症について、過去には保護者向け勉強会を実施したり、子ども自身が自分で身を守るということの必要性から学校ごとの講演会もしているので、事務局からも説明があったように、補足的な表現があるとよいと思う。

副会長

先ほど委員からいただいた「具体的な何かが欠けている」という御指摘に着目している。重点行動1の「児童虐待から子どもの命を守ります」について、「京都未来こどもはぐくみプラン」の中では具体的な取組が項目化されているように思う。例えば、児童相談所については「機能強化を目的に第三

者評価委員会が業務評価を実施しています。」と、具体的に表記されていると思うので、欠けている「具体的な何か」とはどのようなことか教えていただきたい。

また、平成27年度の行動指針案において、「保護者自身が学び育ち、保護者同士や地域のつながりを広げます。」という重点行動があるが、文言の前後の文脈がつかないように感じる。保護者自身が共に学び育っていくことが、地域のつながりを広げるということにどのようにつながっていくのかが分からない。「学び育てる」と「地域のつながりを広げる」という文言について、文章を工夫してうまくつなげてほしい。

委員

児童虐待の問題は難しい。DVや老人虐待なども含め、人間の性として身近で起こりうる問題で、それらを一体どこでどう捉えていけばよいのか。児童相談所や母子生活支援センターでDVの現状などを見ていると、事情は単純なことではなく、複雑に絡みあっており、それらをひとつずつひも解いていかないと現代の様々な問題は解決しないと思う。シンプルに「こういうこと」と言えないので、このような場でたくさん議論して本質を見極めるべきではないかと感じている。

委員

行動指針の「児童虐待から子どもの命を守ります」や「いじめから子どもを守ります」という文章は簡単な表現に思うが、この文言が頭に入っているだけで、怪我をした子どもを見かけた際に児童虐待やDVを疑ったり、公園で遊んでいる子どもたちの様子に異変を感じていじめの可能性を疑うきっかけともなりうるのではないか。

「保護者自身が学び育ち…」の表現については、保護者同士が学び育つ場である研修会などは地域の方と一緒にいるため、そこで地域の方と顔を合わせて交流が深まる。したがって、勉強しようと思って一步を踏み出すことが地域と連携を増やしたり、つながりを広げるきっかけとなるので、文章に違和感は覚えない。

委員

いじめは子どもだけでなく、保護者間でも生じている。それが原因となり、児童虐待が生じるというケースも実在する。様々な立場の人がいることを十分に認識し、その中で多くの人々に伝わる言葉を慎重に選んで発信する必要がある。

事務局

「保護者自身が学び育ち」という表現は、条例の文言にあわせて「保護者自身が育ち学び」に統一する。また、資料3-2の前文の最終部分「市民の皆様の各団体に置かれては行動指針や重点行動の中から取組項目を選んで実践を進めましょう」としているが、「選んで」となると、一つだけでいいなどという誤解を招きかねないため、表現を工夫したい。

委員

事務局から示された文言を協議会が追認するだけだと、どうしてもきれいごとで終わってしまう。

子どもの周りで、現実に関何が起こっているかを協議会の場で学び、事実を確認しながら、市民と行政で共に言葉を選んでいく方法が望ましい。

委員

協議会の場では、もう少しデータがほしい。例えば児童虐待やいじめの件数など。データがあることで、具体的な課題を認識することができる。

事務局

条例改正する際には、緊急課題に関するデータを出していた。今後、新しいデータがまとめられた際は、提示させていただく。

会長

今後の会議の進め方については、委員の皆様と現状の課題を共有したうえで議論を進めていくという御提案をいただいたので、次年度以降に生かしていきたい。

(3) 緊急の方策に係る動向について

会長

事務局から説明をお願いします。

事務局

資料5-1, 2に基づき説明。

会長

資料5-1, 2について、御意見等あるか。

事務局

資料6-1, 2に基づき説明。

会長

資料6-1, 2について御意見等あるか。

委員

先日、おやじの会で危険ドラッグに関する研修を行った。OK企業として出席された方々から、社内でも同様の研修をしたいという声があったので、研修の中で憲章についても説明してもらうように依頼した。このように、それぞれの団体において研修会などがある場合は、ぜひ、その場で憲章について話をしていただくなど、様々な場で啓発につなげてほしい。

(4) その他

会長

事務局から説明をお願いします。

事務局

資料7に基づき説明。

会長

御意見等あるか。

会長

本日で今期の会議は最後となる。限られた時間の中で、十分に発言できなかったかもしれないが、大切なことは、京都の子どもたちを健やかに育む環境をどのように作っていくのかということについての指針を、市民と行政が協力して作り上げていくことである。

「京都はぐくみ憲章」の最も大切な部分は前文に集約されていると思うが、それをさらに分かりやすくするために行動理念や重点行動がある。具体的な実践については各団体や市民一人一人の力にかかっている。今後とも様々な場面で御協力をいただきたい。

事務局

教育委員会理事・生涯学習部長より御挨拶申し上げる。

理事・生涯学習部長

今期の委員の皆様には、条例改正に向けて、市民公聴会や市民フォーラムなどにも御参加いただいたほか、パブリックコメントについても各団体で熱心に取り組んでいただき、専門的な立場からも御意見をいただいた。今回の条例改正ができたのも、委員の皆様の献身的な御尽力のおかげであり、感謝を申し上げます。

憲章の普及啓発は様々な形で実践しているが、急速に増える課題への対策が追いついていない現状がある。今後は、子どものインターネット利用の問題については、子どもたち自ら考える授業モデルを保護者の皆様と作ってまいりたい。また、区役所に配置では、「子ども育みサポーター」を中心に様々な団体との連携を図り、憲章の実践を広げる取組を充実させるなど、全庁あげて憲章の推進に取り組んでまいりたい。

所属する団体等において憲章の実践の普及を進めていただくことにより、市民の皆様に憲章の実践が広まっていく。ここでの共通理解を「憲章の実践の普及」とし、皆様には今後とも御協力お願い申し上げます。

(以上)